

申請者用

合併浄化槽処理水放流管接続に伴う手続きの変更について

令和6年4月1日
建設部 建設管理課

現在、合併浄化槽の処理水については市道の側溝に放流管を接続し、処理水を流入していますが、その事務手続きについては、由利本荘市浄化槽の設置に関する指導要綱第4条、放流許可願が根拠となっております。

この要綱は浄化槽設置者が届出書を提出する際、市が書類への指導を行い、県への円滑な手続きを図ることを目的に制定されたものでありますが、現在は手続き手法が変更となり、実情にそぐわないものであることから、今回当該指導要綱を廃止することとなりました。

これに伴い、放流許可についても、手続き根拠がなくなることから、今後は道路法に基づいた、道路占用許可に移行するものとします。

1. 提出書類（正副2部提出）

(1) 道路占用許可申請書

合併浄化槽処理水の放流管の占用期間は5年以内の3月31日までとなります。
工事の期間は、許可日からとなりますので、許可を得てから施工するようにしてください。

(2) 位置図

縮尺5万分の1程度の地図及び付近の状況等がわかる地図（住宅地図等）に申請地を朱書きで示してください。

(3) 平面図、詳細図

平面図には、合併浄化槽を設置する土地における建物、合併浄化槽を明示するとともに、合併浄化槽から道路施設（側溝）までの配管ルート、官民境界を記載してください。
詳細図には、合併浄化槽の放流管との接続方法や復旧方法を記載してください。

(4) 現況写真

申請箇所の現況写真に、合併浄化槽放流管の設置予定箇所を朱書きで記載してください。

(5) 交通規制図

工事に際して、交通規制を行う場合（片側通行止め、歩行者の迂回）は保安用看板・カラーコーン・バリケードの設置箇所や交通誘導員の配置箇所を記載した交通規制図を作成してください。

(6) 同意書

他人の土地を経由して、道路施設（側溝）に接続する場合は関係者の同意書（任意）を添付してください。

(7) 誓約書

別添誓約書を添付してください。